

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏（以下「請求人」という。）は、令和4年2月3日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和3年4月12日午後6時13分頃、○○○○前の駐車場において、当方所有の小型乗用車（トヨタ・ヴィッツ「登録番号○○○○」）に第三者から傷を付けて破損させられた事件につき、当方が同月13日午後13時○○警察署の刑事第1課に所属する職員らないし所属していた職員ら複数名に対し、前日の第三者がその場から代車（スズキ車の軽自動車「登録番号○○○○」）で逃走する一連の様子を撮影したドライブレコーダーの映像（衝突音を含む。）が存在する旨を当方が告げた事実に対して、前述の職員らが証拠となる映像確認を行わなかった行為に係る一切の文書。又その理由。理由に係る一切の文書」の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

また、請求人は、同日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。）第4条第1項の規定により、実施機関に対し、本件開示請求と同一の内容に係る公文書開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行った。

- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報の内容を含む公文書は、開示請求時において保有していない」ことを理由として、本件開示請求に対して不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年2月17日付け広（個）第4-1号個人情報不存在通知書により、請求人に通知した。

また、別件開示請求に対し、「開示請求のあった公文書の存在、不存在を明らかにすることで、「現に特定の個人についての捜査が行われているか否か」という、条例で保護されるべき情報が侵害されることとなるため」と理由を付して、当該公文書の存否を明らかにせずに開示をしない旨の決定（以下「別件処分」という。）を行い、令和4年2月17日付け広（情）第12-1号公文書不開示決定通知書により、請求人に通知した。

- 3 請求人は、令和4年5月2日、本件処分及び別件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、山形県公安委員会に対し2件の審査請求を行った。
- 4 山形県公安委員会は、令和5年1月26日、条例第22条及び山形県情報公開条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該2件の審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、本件開示請求に係る個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、請求人が令和4年1月14日付けで請求した個人情報開示請求（以下「前段開示請求」という。）に対し、令和4年3月4日付け広（個）第3-2号個人情報一部開示決定通知書に関する処分により、令和3年4月12日に発生した前記第2の1に係る事件（以下「本件事件」という。）につき、請求人に対して、一部の文書を令和4年4月21日〇〇警察署内において交付済みである。
- (2) 上記のとおり、実施機関が非開示とした当該文書の一部及び、その経緯は、既に公にされている情報であって、非公開とすべき理由はなく、請求人が本件開示請求をした令和4年2月3日の時点において当該文書は、既に山形地方検察庁〇〇支部に送付された状況であることから、保有していないということはありません。
- (3) 仮にも、物理的に請求した対象文書が存在しないということであれば、所掌内である〇〇警察署刑事第1課が文書を作成すべきであったにもかかわらず、そもそも対象文書を作成しなかったことになり、問題視すべき事案である。又請求した対象文書が存在するのに不開示決定がなされた場合、対象文書を保有していながら、その対象文書の特定の問題ないし、何らかの理由により、存在自体を隠蔽し、不開示決定を行使したと考えるほかない。
- (4) そもそも令和3年4月13日午後駆け付けた〇〇警察署刑事第1課の署員ら

が、請求人の申し出により、前日のドライブレコーダーの映像があることを認識しながら、真相解明の証拠となるドライブレコーダーの映像を確認しなかったことは、犯罪捜査規範及び警察官職務執行法に違反している。

(5) 本件事件に関する文書の開示は、請求人が直接被害を被った事件の文書の記録であり、第三者の権利利益を害するおそれはない。

(6) 本件処分により、請求人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置ないし法律ないし、権利を侵害された。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件開示請求を受理後、〇〇警察署を対象に調査を行ったが、請求内容に係る文書等が作成された記録はなく、資料を保有していないため、これに関する個人情報情報は存在しないとする決定に至ったもので、原処分は相当である。

(2) 請求人から、前段開示請求により、原処分に係る開示請求内容と同一の事件について、開示請求の対象を「被害を届け出た内容に係る一切の文書」「被害届、告訴状提出に係る一切の文書」「事件を送致した内容に係る一切の文書」等とした個人情報開示請求を受け、これを受理している。

前段開示請求の対象となる個人情報とは、本件開示請求内容よりも広範なものであるが、条例第13条第1項の規定に基づき、一部を開示し、及び一部を開示しない旨の決定を行い、個人情報一部開示決定通知書(令和4年3月4日付け広(個)第3-2号。)により請求人に通知した上、同年4月21日、請求人に開示しているもので、当該事件に関し、請求人に開示可能な個人情報は、本件審査請求が行われる以前に開示済みである。

(3) 請求人は、前段開示請求に基づき一部開示を受けた個人情報を「既に公にされている情報である」と主張しているが、個人情報の開示は、条例に基づき、開示請求者本人に係る個人情報として本人にのみ提供されたに過ぎず、法令等の規定等により当該個人情報公にされた事実はない。

(4) 請求人は、山形県情報公開条例の規定に違反していると主張するが、原処分は

同条例に依拠するものではなく、同条例に違反しない。

第5 審査会の判断

1 審査の併合について

本件の審査にあたっては、根拠条例が異なるものの、同一の請求人が同一の実施機関に対し、同日、同内容の開示請求を行ったことに係る審査請求で、審査請求の内容も同趣旨であったことから、2件の審査請求について、一括して審査を行った。

なお、別件処分に係る審査請求については、別途答申することとする。

2 本件開示請求に係る個人情報の存否について

- (1) 請求人は、令和4年1月14日に、本件開示請求の内容よりも広範な下記①～③の個人情報を対象とする前段開示請求を行っており、当該請求は、本件事件に関して実施機関が作成し、保有するあらゆる文書を対象とするものであることから、本件開示請求に係る個人情報をすべて包含すると認められる。

【前段開示請求に係る個人情報】

- ① 令和3年4月12日午後6時13分頃、〇〇〇〇前の駐車場において、当方所有の小型乗用車（トヨタ・ヴィッツ「登録番号〇〇〇〇」）に傷を付けて破損させた事件につき、当方が〇〇警察署刑事第1課に所属する署員ないし、所属していた各署員に対して、その被害を届け出た内容に係る一切の文書。
- ② 上記①の件につき、当方が被害届及び告訴状提出に係る一切の文書、又、捜査の上、山形地方検察庁〇〇支部に対して、事件を送致した内容に係る一切の文書。（送致ないし、送付）
- ③ 上記①の件に関連し、当方が山形県警察本部刑事企画課に所属する〇〇氏に対して、令和3年10月4日付で送付した診断書につき、開封後、内容を精査した上で、そのまま封書を含むすべての書類を令和3年10月6日付（山刑企第146号）で返戻した理由及びその経緯、又その詳細に係る一切の文書。
- (2) 前段開示請求に対して、実施機関は令和4年3月4日付け広（個）第3－2号により個人情報の一部を開示し、及び一部を開示しない旨の決定（以下「前段開示決定」という。）を行い、令和4年3月4日付け広（個）第3－2号により、審査請求人に通知している。また、前記第3の2(1)によると、当該決定に係る文書を令和4年4月21日に〇〇警察署内において交付したと認められる。

- (3) 前記(1)のとおり、本件開示請求は前段開示請求に包含される関係にあるため、本件開示請求に係る個人情報が存在する場合、すべて前段開示決定により請求人に一部開示した文書の中にあることになる。

そこで、当審査会において、当該一部開示した文書についてインカメラ審理を行ったところ、本件開示請求に係る個人情報の存在を認めることができなかった。

- (4) この点、当審査会の審議の過程において、ドライブレコーダーという一般的に高い証拠価値を有すると考えられている物件に関し、実施機関が何らかの確認を行ったか否かを一切記録しないことに疑義が生じたため、確認したところ、請求人がドライブレコーダーの映像が存在することを告げ、〇〇警察署の署員らがそれを確認しなかった令和3年4月13日の臨場について、記録である警察安全相談受理簿を作成していないことが判明した。

警察安全相談受理簿は、被害状況、被害者からの聴取内容等を即時に記録化し、担保としておくことを目的として作成されるものである。実施機関によると、本件事件については、当該臨場の時点において、被害届が受理されておらず、また、特段の措置を求める内容ではなかったため、単なる事実の教示により現場で処理を完了し、相談を受理したものではないと認め、当該文書を作成しなかったとのことである。

こうした警察安全相談に係る対応は警察活動の一環であることから、第一義的には実施機関の専門的判断を尊重すべきものであり、また、実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。

その他、実施機関の事務手続上、他に本件開示請求に係る文書を作成する機会も存在しなかったとのことである。

実施機関のこれらの説明と相違して本件開示請求に係る文書が存在する証拠も見当たらず、結局、本件開示請求に係る文書が存在しないことについての実施機関の説明が不合理であるとは言い切れない。

- (5) 以上より、本件開示請求に係る個人情報は、本件事件に係るあらゆる個人情報を含む文書である前段開示決定に係る一部開示文書にすべて含まれるものと認められるところ、当該文書中に本件開示請求に係る個人情報が存在するとは認められず、また、実施機関が当該個人情報を保有していないとする決定が不合理であるとまでは言えない。

3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年1月26日	審査庁から諮問を受けた。
令和6年2月22日 (第85回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年6月28日 (第88回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年7月31日 (第89回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年9月10日 (第90回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年10月16日 (第91回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年11月18日 (第92回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年2月5日 (第94回審査会)	事案の審議を行った。
令和7年3月10日 (第95回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和５年４月１日～令和７年３月３１日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長 ※
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
小 松 由 美	行政書士	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員

※ 本件事案において、除斥となっている。